

審議会会議録

審議会等の名称	第3回 瑞穂市行政改革推進委員会
開催日時	平成29年6月6日(火曜日) 午後6時30分から午後9時15分
開催場所	瑞穂市役所 穂積庁舎3階 第1会議室
議題	第三次行政改革大綱(案)について
出席委員 欠席委員	出席委員 6名 松野守男副会長、磯谷好子委員、倉田智之委員、 寺師甲子郎委員、豊田隆夫委員、平墳広明委員 欠席委員 4名 高梨文彦会長、林孝美委員、福野佐代子委員、 吉田愛子委員
公開・非公開 の区分 (非公開理由)	公 開 ・ 非 公 開
傍聴人数	無し
審議の概要	開 会 【事務局】 委員総数10名に対し過半数を超える6名の出席があり、瑞穂市行政改革推進委員会設置条例第6条第2項に基づき会議が成立していることを宣言した。 会長が欠席のため、同条例第5条第3項に基づき、副会長に職務代理として議事の進行を依頼した。 副会長挨拶 議事「第三次行政改革大綱(案)について」 【松野副会長】 第三次行政改革大綱(案)について、前回までの議論を踏まえた修正案の説明を事務局に求めた。

【事務局】

修正案について、資料 1、2 を用い修正箇所等の説明を行った。

主な修正箇所

第三次行政改革大綱（案）P 10、P 11
年度別実績（案）P 6、P 8、P 9

【松野副会長】

事務局の説明、資料について、各委員に対し質問、意見を求めた。

【2】行政資源の最適化と効率的な行政の推進－項目（2）事務事業の再編・整理・廃止・統合－【取組】①補助金等の見直しについて

【D 委員】

- ・各種団体等への補助金交付について「自立が望まれる団体に対しては、自立することを基本姿勢として取り組みます。」とある。この表現では、自立が望まれない団体に対しては何も取り組まないように捉えられかねない。表現を直したほうがよいのではないか。

【事務局】

- ・修正前のこの部分は、「あくまで各団体が自立することを基本姿勢として」としていたが、前回の会議において、一律に自立というのは厳しいというご意見をいただき修正した。
- ・その前段部分に「補助金交付要綱を整備し、全ての補助金について交付に関するルールを明確化します。また、交付申請や実績報告の添付書類の審査を徹底し、従来からの慣例にとらわれず運営費補助・事業費補助とも交付額が妥当であるか見直しを行います。」とあり、これは団体補助も対象としている。さらに「各種団体等への補助金交付については、団体や事業の性質を考慮した上で、自立が望まれる団体に対しては、自立することを基本姿勢として取り組みます。」と続けており、自立が望まれない団体補助に対しても何らかの取り組みを行う。

【A 委員】

- ・現在の文章で、団体補助への取組内容を読み取ることはできると思う。

【D 委員】

- ・「各種団体等への補助金交付については、団体や事業の性質を考慮した上で、自立が望まれる団体に対しては、自立することを基本姿勢として取り組みます。」という文章は、「各種団体等への補助金交付については」と「自立が望まれる団体に対しては」の 2 つの主語が一つの文でつながっており分かり難い。

【E 委員】

- ・「各種団体等への補助金交付については、団体や事業の性質を考慮した上で、」と「自立が望まれる団体に対しては、自立することを基本姿勢として取り組みます。」が一つながりになっているが、2 つの文に分け、「なお」や「また」で結べば分かり易いのではないか。

【D 委員】

- ・「団体や事業の性質を考慮した上で」をその上の「また、交付申請や実績報告の添付書類の審査を徹底し、従来からの慣例にとらわれず運営費補助・事業費補助とも交付額が妥当であるか見直しを行います。」に足してしまい、「自立が望まれる団体に対しては、自立することを基本姿勢として取り組みます。」だけを一つの文とする方法もある。
- ・具体的には、「また、交付申請や実績報告の添付書類の審査を徹底し、従来からの慣例にとらわれず運営費補助・事業費補助とも団体や事業の性質を考慮した上で交付額が妥当であるか見直しを行います。」としてはどうか。

【G 委員】

- ・確かに「団体や事業の性質を考慮した上で」は、上の文に溶け込ませても不自然ではない。

【事務局】

- ・この議論の部分について修正をさせていただく。

【松野副会長】

議論を踏まえ分かり易い表現に変更するよう事務局に求めた。

【E 委員】

- ・補助団体の「自立」とはどのような状態を想定しているのか。また自立を求める場合と求めない場合の基準はあるか。それらを明確にし、大綱の文言に入れてはどうか。

【事務局】

- ・団体それぞれで内容が異なるため一律に示すことは出来ない。

【J 委員】

- ・大綱なのでそこまで細かく言及する必要は無いと思う。

【A 委員】

- ・平成28年度第2回行政改革推進委員会の資料4－6に団体補助の一覧があるが、自立が難しいと思われる団体ばかりである。自立に関しての文章は必要無いのではないか。

【E 委員】

- ・文章が必要無いという意見に賛成したい気持ちもあるが、行政の姿勢としてこの文章は必要だと思う。

【J 委員】

- ・既存の団体だけでなく、今後新しい団体ができる場合もあるので、この文章は残しておいた方がよい。

【事務局】

- ・前回の会議において、補助団体に対し一律に自立を求めることはできないので、「団体や事業の性質を考慮した上で」を入れてはどうかと委員より提案があり入れた。

【E 委員】

- ・行政が一方的に「団体や事業の性質を考慮し」、団体に自立を求めるのではなく、団体と話し合っていくことが大事なので「協議」という文言を入れて欲しい。

【松野副会長】

「協議」の文言を盛り込むよう、事務局に求めた。

【2】行政資源の最適化と効率的な行政の推進－項目（2）事務事業の再編・整理・廃止・統合－【取組】②社会保障における医療の適正化、予防事業の推進について

【松野副会長】

「②社会保障における医療の適正化、予防事業の推進」の修正案について各委員に意見を求めた。

【D 委員】

- ・タイトルが「②社会保障における医療の適正化、予防事業の推進」と修正されているが、取組内容から考えると「医療費の適正化」に直した方がよい。
- ・「そこで、医療給付費の上昇を抑制するため」とあるが、「そこで、社会保障における医療給付費の上昇を抑制するため」と修正したほうが分かり易いのではないか。
- ・「がんを含む生活習慣病」とあるが、がんは、生活習慣病ではないので「生活習慣病やがん」と修正してはどうか。

【B 委員】

- ・「医療費」と「医療給付費」という言葉はどちらかに統一したほうがよい。

【松野副会長】

指摘を踏まえた修正を事務局に求めた。

【2】行政資源の最適化と効率的な行政の推進－項目（2）事務事業の再編・整理・廃止・統合－【取組】③待機児童の解消、保育所・幼稚園・認定子ども園の整備について

【松野副会長】

「③待機児童の解消、保育所・幼稚園・認定子ども園の整備」の修正案について各委員に意見を求めた。

「③待機児童の解消、保育所・幼稚園・認定子ども園の整備」の修正案については特に意見が無かった。

【２】行政資源の最適化と効率的な行政の推進－項目（２）事務事業の再編・整理・廃止・統合－【取組】④電子自治体の推進について

【松野副会長】

「④電子自治体の推進」について各委員に意見を求めた。

【Ｅ委員】

- ・「市民への質の高いサービスを提供するため、ＩＣＴの活用を通じた電子行政サービスの取り組みを進めます。」とあるが、電子行政サービスには、具体的にどのようなものがあるか。

【事務局】

- ・一例としては、個人番号カードの利活用がある。瑞穂市では住民票等のコンビニ交付サービスを今年の２月より始めた。これは、個人番号カードに埋め込まれているＩＣチップを利用するものであり、全国のコンビニエンスストアで利用することができる。

【Ｅ委員】

- ・電子行政サービスについてどのくらいの実績があるか、一方でどのくらいの経費がかかるのか。経費が先行すると思うが、適正かどうかを判断するためには実績と経費を知る必要がある。
- ・年度別実績（案）の計画目標及び実績欄には、「個人番号カードの多目的利用サービス数」が記載されているが、コンビニ交付サービスなど電子行政サービスにかかった経費を記載できないか。

【事務局】

- ・以前、行政改革専門の大学教授に話を伺ったが、コンビニ交付サービスは、交付場所の選択肢が増えるという「市民サービスの充実」は期待できるが、窓口人員削減などの「費用削減」は期待できないとのことであった。

【Ｄ委員】

- ・ＩＣＴ化してすぐに費用削減に結びつくのは難しいかもしれないが、サービスが定着・拡大することにより、長い目で見れば費用削減を図っていかなければいけない。費用を記載することでそのことを行政に意識してもらいたい。

【Ｅ委員】

- ・「行政における効率的な業務遂行や経費の削減が期待され」とあることから費用の記載は必要である。

【事務局】

- ・今はコンビニ交付だけを議論しているが、電子自治体という捉えであれば、行政内部の電子決裁システムなど、事務の効率化への取組などもあるので、もう少し大きい捉え方をしても良いのではないか。

【Ｅ委員】

- ・「市民への質の高いサービス」と「経費の削減」という文言があるので、何か数字が取れるものを入れなくてははいけない。

【D 委員】

- ・庁舎窓口での住民票等の交付件数を記載し、比較の材料としてはどうか。

【J 委員】

- ・年度別実績（案）の計画目標及び実績欄にある「個人番号カードの多目的利用サービス数」の3件とはどのようなものか。

【事務局】

- ・「個人番号カードの多目的利用サービス」とは、個人番号カードに埋め込まれたICチップの情報を利用して、例えば図書カードや地域通貨として活用することができる。市が実施しているコンビニ交付もその一つである。使えるサービスの内容を増やし平成32年度までに3件の実施を目指すものである。

【D 委員】

- ・目標件数の3件について、どのくらいの経費がかかって、代わりに人件費がどれだけ抑制できる、といった多角的な評価ができると思う。

【B 委員】

- ・個人番号カードの多目的利用について具体的に予定している事業があればそれを書いてもらいたいし、現在の「件数」という単位は勘違いするので「事業」に変更してほしい。

【副市長】

- ・年度別実績（案）にコンビニ交付に関する利用件数と経費を入れる。
- ・個人番号カードの交付率が低いのが課題である。

【D 委員】

- ・市内の体育施設を使うが、予約には市民センターまで行く必要がある。インターネットで予約できるようになると助かる。

【J 委員】

- ・体育施設の利用申請をインターネット対応にし、さらに高速道路のETCのように、インターネットで予約すれば割引があるなどのサービスがあれば利用率が広がるのではないか。

【松野副会長】

第三次行政改革大綱（案）は修正せず、年度別実績（案）に議論を踏まえた指標を追加するよう事務局に求めた。

【2】行政資源の最適化と効率的な行政の推進－項目（2）事務事業の再編・整理・廃止・統合－【取組】⑤行政の質の向上と民間委託等の推進について

【松野副会長】

「⑤行政の質の向上と民間委託等の推進」について各委員に意見を求めた。

【B委員】

・「BPR」という表現が分かりにくい。

【E委員】

・取組として書いてある文章が難しく、特に前半部分が難しい。実際にどのような取組をイメージしているのか。

【事務局】

・前半部分は、例として現在総務省が進めている「業務改革モデルプロジェクト」のようなものが考えられる。具体的には、合併して複数の支所がある場合、それぞれの支所で行っている事務を分析し、重複する事務を洗い出し、集約できるものを集約化する、というモデルケースがある。瑞穂市がそのケースにそのまま当てはまらないが、例えば総合窓口の設置検討などが考えられる。

【E委員】

・もっと具体的に瑞穂市の現状に落とし込んだ形で書いてもらいたい。

【D委員】

・文章を読むだけでは何に取り組むのか具体的なものが見えてこない。年度別実績（案）の実績欄に何を記載するのかはっきりしていれば、そこから逆引きして取組内容にも具体性のある文章が書けると思う。年度別実績（案）に何を記載するか明確にしてから第三次行政改革大綱（案）のパブリックコメントを実施するのが筋だと思う。

【J委員】

・市は、この項目で取り組むものを具体的に想定しているのか。

【事務局】

・この項目は、第2次行政改革大綱の「外部委託の推進」を引き継ぎ設けた項目であり、主たる狙いは後半部分の民間委託の推進であるため、ご指摘を考慮し、文章をわかりやすく修正させていただく。

【J委員】

・この前半の文章をそのまま捉えると、業務プロセスの調査分解をコンサルタント業者に委託し、徹底的にBPRに取り組むように捉えてしまう。そのようなことを行わないのであれば、このような文章は書かないほうが良い。

【E委員】

・もう少し具体的に何に取り組むのか書いてもらいたい。

【副市長】

・取組の前半部分の文章は、分かり難いので修正させていただく。
・市の業務は、かなりの部分でアウトソーシングが進んでおり、委託を行う余地は少ないと考えている。水道業務を全て委託している自治体もあるが、市

民にとってそれが本当に良いのかどうか検証する必要がある。

【B 委員】

- ・民間委託を推進するのであれば、その分職員数の削減が見込まれるはずである。民間委託も増え、職員数も増えていては意味が無い。

【副市長】

- ・国、県からの事務移譲や新たな施策実施など、市町村が行う業務が増えており、一概に民間委託の増加が職員数の減少につながるとは言えない。

【B 委員】

- ・「民間委託を積極的に推進し、経費削減と市民サービス向上を図ります」と書いてあり、市民が読めば民間委託により経費が削減されると捉えられてしまうと思う。
- ・民間委託が全て安いわけではない。民間委託がコスト削減になるのか疑問を感じる。コストを事前に調査した上で進めてもらいたい。

【D 委員】

- ・民間委託の余地が少ないとの話があったが、それでも既存業務を調査して委託できるかどうか検討してもらいたい。
- ・この項目では「経費削減」と「市民サービス向上」の観点から民間委託を検討するということであり、費用削減とサービス向上はセットにならない場合もあることから、「経費削減と市民サービス向上」を「市民サービス向上や経費削減の向上」と変更してはどうか。

【松野副会長】

議論を踏まえ、第三次行政改革大綱（案）の大幅な修正を事務局に求めた。

【3】 市民参加と協働のまちづくりの推進について

【松野副会長】

議論にあたり、事務局に説明を求めた。

【事務局】

第三次行政改革大綱（案）及び年度別実績（案）を用い説明を行った。

【松野副会長】

事務局の説明、資料について、各委員に意見、質問を求めた。

【3】 市民参加と協働のまちづくりの推進－①市民参画・協働について

【B 委員】

- ・取組内容に「「参加・参画・協働」に関するガイドラインを作成」とあるが、平成24年度に条例が施行され5年経過したが、今までガイドラインが

なかったということか。

- ・ガイドラインは、どの部署で作成するのか。新しい部署を立ち上げて実施するのか。

【事務局】

- ・ガイドラインの作成は企画財政課が担当し、まちづくり基本条例に関する事項を審議する「まちづくり基本条例推進委員会」にその内容を諮問するよう事務を進めている。

【B 委員】

- ・「まちづくり基本条例推進委員会」ではこれまでの5年間どのようなことに取り組んできたのか。

【副市長】

- ・まちづくり基本条例にある「参画」には色々なものがある。条例が出来た最初のころは、パブリックコメントの実施とか出前講座の実施などから取組を開始し、現在色々な形の参画が出来つつある。その中で今、全体を見直してみるということでガイドラインを作ろうと考えている。

【E 委員】

- ・ガイドラインの完成時期はいつを予定しているのか。

【事務局】

- ・まちづくり基本条例推進委員会における審議状況により変わるため正確な時期は言えない。

【E 委員】

- ・年度別実績（案）の計画目標には、第2次総合計画P91の指標が記載されているが、「まちづくり人材バンク登録者」は記載されていない。何故か。

【事務局】

- ・まちづくり人材バンクの仕組みづくりの目処が立っておらず、あえて記載しなかった。

【E 委員】

- ・市民協働の専門部署を作れば進むのではないか。
- ・まちづくり人材バンクに関することを大綱の文言に盛り込んでどうか。
- ・行政はもっと現場に出向いて話し合いの機会を持たなくてはいけない。

【副市長】

- ・まちづくりに関しては総務部門、福祉部門、企画部門、生涯学習部門などが広く関わっており、それぞれが協力して進めている。1つの課を作ればそれですぐに物事が進むことは無いと思う。

【B 委員】

- ・年度別実績（案）の計画目標にある「まちづくり人材バンク登録者」の150人はどのような経緯でその数値となり、総合計画に掲載されているのか。また、まちづくり人材バンクとはどのようなものをイメージしているのか。

【事務局】

- ・先程のまちづくり基本条例推進委員会が5年間何に取り組んできたか、というご質問にも関係するが、第2次総合計画を作るにあたり、まちづくりの部門について何に取り組めばよいかを推進委員会に諮問した。その答申の中に、まちづくり人材バンクの立ち上げのことも書かれており、数値目標も設定されている。その数値を第2次総合計画に掲載している。

【B委員、E委員】

- ・第2次総合計画に目標指標として掲載しているのだから第三次行政改革大綱（案）にも入れないといけないのではないか。

【J委員】

- ・年度別実績（案）の計画目標と取組の内容がリンクしていない。ガイドラインを作ることが、計画目標にある「広報、ホームページの情報満足度」や「若い世代(40歳以下)の市政への参加・参画割合(審議会・ワークショップ等)」とどのように関係するのか整理してもらいたい。

【副市長】

- ・市で考えているガイドラインの案に沿った内容とするよう変更したい。

【D委員】

- ・ガイドラインを作るだけでなく、ガイドラインに沿って何を実施するのもかも書いてもらいたい。その実施内容が年度別実績（案）の実績の部分に出てくると思う。

【E委員】

- ・この項目の中で「財政逼迫」という言葉を使っているが、現在の瑞穂市の財政に関する数値を見ると、そこまで逼迫していないと受け止めることも出来るが、現在逼迫しているのか、それともこれから逼迫するのか。

【事務局】

- ・合併後15年が経とうとしており、合併特例債などの財源が無くなる。今後の危機感があるので、それを踏まえて修正させていただく。

【J委員】

- ・瑞穂市の財政数値が悪くないのは、下水や道路等がまだ進んでいないからである。

【松野副会長】

議論を踏まえ、取組の文章の修正、計画目標の項目の整理を事務局に求めた。

【3】 市民参加と協働のまちづくりの推進－②産官学金労言との連携について

【松野副会長】

「②産官学金労言との連携」について各委員に意見を求めた。

【E 委員】

- ・取組に「先進的な事業を展開」とあるが、それが年度別実績（案）の計画目標にある「住みやすさの評価・居住意向」にどのように結びつくのか。
- ・先進的な事業とはどのようなものか。
- ・例えば神岡のカミオカンデ、富山のノーベル街道など先駆的と思うものが他の地域にあるが、それらが住みやすさと結びついているとは思えない。

【事務局】

- ・例えば昨年度は、産官学金労言の方に協力いただき、富有柿を使った「ふゅーばん」という地域ブランド商品を生み出すことができた。
- ・この項目は「瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業の展開をイメージしている。総合戦略の最終目標は、他地域から市へ移住してもらい、定住してもらうことである。その指標として「住みやすさの評価・居住意向」があり、それを計画目標とした。

【D 委員】

- ・そもそも何故、「②産官学金労言との連携」の取組は、大項目「【3】市民参加と協働のまちづくりの推進」の中に組み込まれているのか。

【事務局】

- ・この取組は、産官学金労言と市が「協働」していくという意味でここに組み込んだ。

【D 委員】

- ・産官学金労言との協働が住みやすさの評価につながる部分がよく理解できない。

【事務局】

- ・瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、産官学金労言と協働で進めることが基本的な決まりごとであり、総合戦略の最終目標として掲げているものが「住みやすさ」である。

【D 委員】

- ・瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略のP20に、「瑞穂市への定住を促進するためにどのようなことに力をいれるべきか」というアンケートの質問があり、子育て、医療福祉、犯罪防止が回答の上位になっている。これらにつながるものを産官学金労言で取り組むのであれば「住みやすさ」につながることは理解できる。だが、年度別実績（案）の計画部分は「朝日大学との連携協定」を積極的に活かし、行政サービスの充実、専門性の向上を図ります。」となっている。
- ・「住みやすさの評価・居住意向」は最終の目標であり、その中間に設定できる指標、例えば子育ての支援の充実、医療福祉の充実などがあるはずである。階層建てにして計画目標を考えて欲しい。
- ・階層建てして記載すれば分かりやすくなると思う。

【J 委員】

- ・「先進的」という文言には違和感を感じるので、「連携による地域資源を活

かした事業を展開し、」と変更し、現実的な方向に向かったほうがよいと思う。

【D 委員】

- ・「産官学金労言」のうち金労言との連携は実際にあるのか。

【事務局】

- ・本来の連携のあり方とは言えないが、例えば、3月にさい川さくら公園で開催した水と緑のマルシェでは、市内金融機関に一店舗として出店してもらったり、地元ケーブルテレビの協力を頂き実施した。

【J 委員】

- ・商工会も「金」に近い立場から市、金融機関と連携し創業支援を行っている。
- ・産官学金労言との連携は、水と緑のマルシェのような単発のイベントだけでなく、長期的スパンでの取組が行われるものだと考えている。

【D 委員】

- ・実績にどのような取組を行ったか記載してもらいたい。

【松野副会長】

議論を踏まえ、もう少し長い文章に変更し、取組と計画目標及び実績が連携する内容とするよう事務局に求めた。

その他

行政評価について

【E 委員】

- ・第2次行政改革大綱のP7に「まだ行政評価は実施していません。今後、政策・事務事業を精査する必要からも行政評価の導入を検討します。」とあるが、これまで行政評価にどのように取り組んできたのか。
- ・行政評価制度は誰が評価を行うのか。

【B 委員】

- ・行政評価に取り組むよう、大綱に入れるべきではないか。

【副市長】

- ・画一的な方法はないが、PDCAサイクルにより、どの事業についても簡易な自己評価や外部評価など様々な形で評価を行い、事業を次に進めている。

【事務局】

- ・外部評価としては、総合計画等評価審議会やこの行政改革推進委員会も該当する。内部評価としては、例えば予算編成時の事業ヒアリングシートの作成、公表がある。

計画期間について

【D 委員】

- ・第三次行政改革大綱の計画期間を第2次総合計画の計画期間と合わせ4年にしてはどうか。そうすれば総合計画の後期計画を作る際に数値をリンクさせることができるのではないか。

【副市長】

- ・個別計画を先に作ってその数値を総合計画に載せるというのが一般的な手法である。

【D 委員】

- ・それであれば、計画期間を4年でなく、3年にすることも考えられる。

【副市長】

- ・行政改革に関しては、大綱作成後、毎年、行政改革推進委員会に実績評価をお願いし、その中で見直しが行われていくことから5年としても総合計画の後期計画に反映できると考えている。
- ・総合計画についても毎年、計画期間2年の実施計画を作成し、事業レベルでの見直しを行っている。

【D 委員】

- ・このことは、次回の会議時に会長に再度尋ねたい。

次回会議について

- ・本日の審議はここまでとし、次回は『【4】公共施設の適正な管理の推進』から進めることとした。
- ・次回会議を平成29年6月20日（火）18時30分より開催することとした。

閉 会

事務局
(担当課)

瑞穂市 企画部 企画財政課

TEL：058-327-4128

FAX：058-327-4103

e-mail：kikaku@city.mizuho.lg.jp